

広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインの概要

1 ガイドラインの策定趣旨

店舗設置者が円滑な出店を実現するためには、住民等の生活環境悪化に対する懸念をできる限り取り除き、住民の生活ニーズにあった出店計画を立てることが求められています。このため、店舗設置者は、事前に住民等に対し、出店についての情報提供を行うとともに、住民等とのコミュニケーションを通じて出店計画に住民等の意見を取り入れることが重要です。

また、大規模小売店舗が、地域の一員として、地域の実情に即した地域貢献を行っていくことは、快適で暮らしやすいまちづくりの実現につながるるとともに、店舗設置者にとっても、自らが設置した店舗への住民等の信頼が得られ、継続して安定した事業展開をもたらすと考えられます。

以上のことから、本市として、住民等が、出店予定店舗の計画内容をあらかじめ知ることができ、また、店舗設置者が行う地域貢献活動の内容を知ることができるよう、大規模小売店舗の設置者に対し、出店計画書及び地域貢献計画書の提出を求めるとし、両計画書に盛り込むべき内容や計画書の提出時期、手続等を明確化するため、ガイドラインを策定することにしました。

店舗設置者各位には、以上の趣旨を御理解いただき、是非御協力をお願いします。

2 施行時期等

(1) 施行時期

このガイドラインは、平成21年(2009年)4月1日から施行します。

(2) 改正時期

このガイドラインは、平成22年(2010年)4月1日から一部改正します。

このガイドラインは、平成23年(2011年)4月1日から一部改正します。

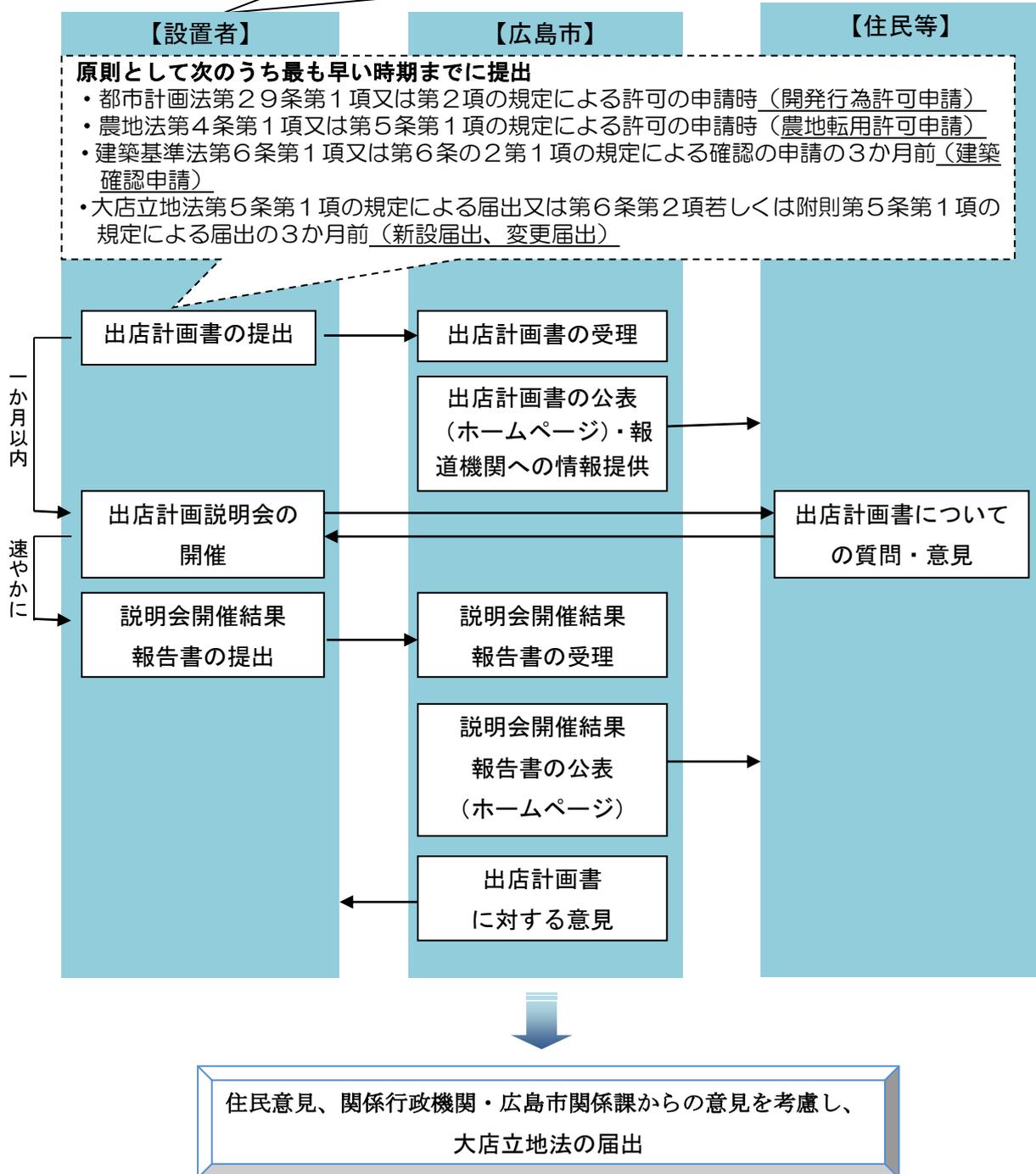
このガイドラインは、平成24年(2012年)4月1日から一部改正します。

このガイドラインは、令和元年(2019年)5月1日から一部改正します。

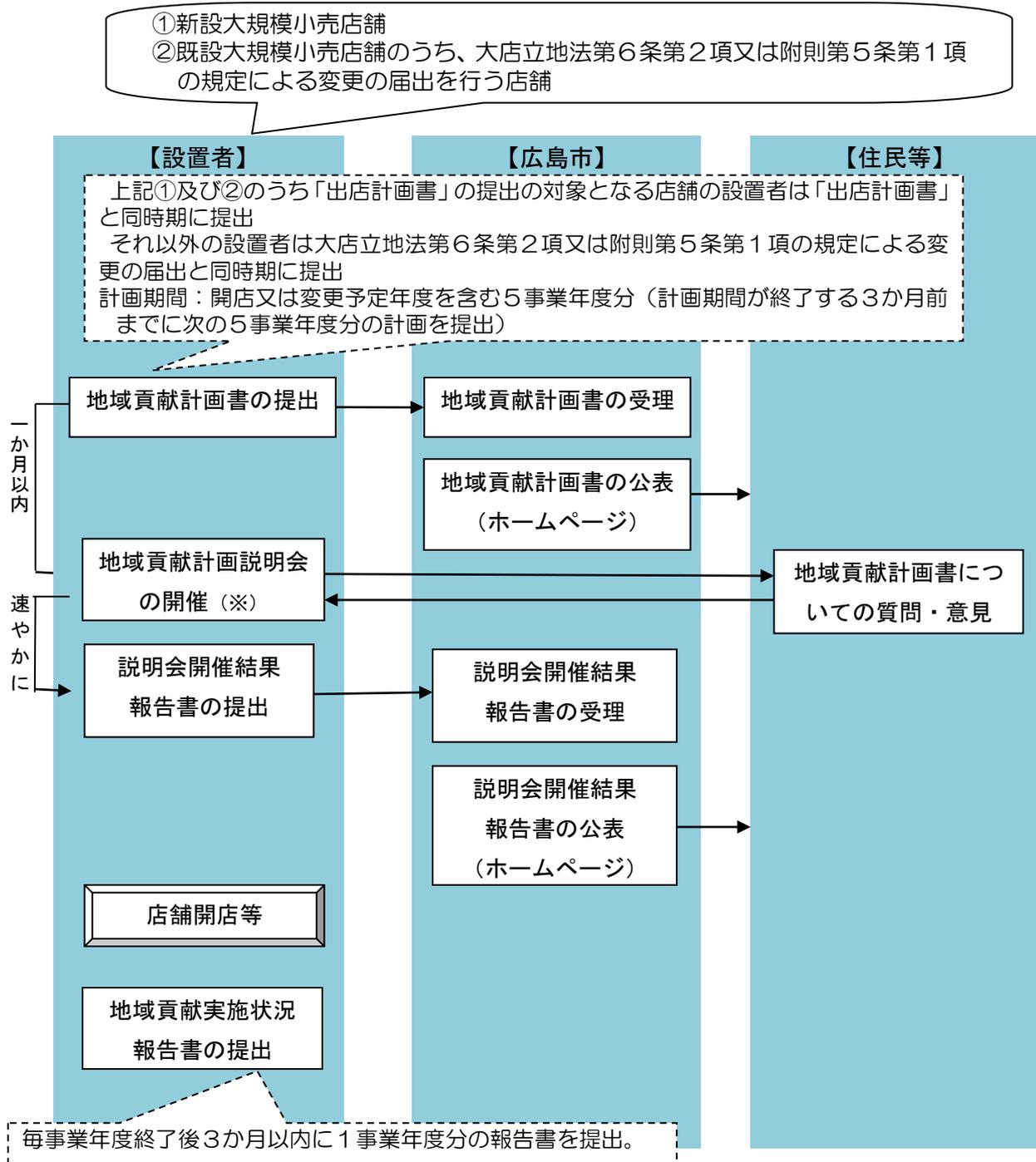
3 ガイドライン

(1) 出店計画書の提出

- ①新設大規模小売店舗
- ②既設大規模小売店舗のうち、1,000㎡又は増加前の1割を超える店舗面積を増床する店舗



(2) 地域貢献計画書の提出



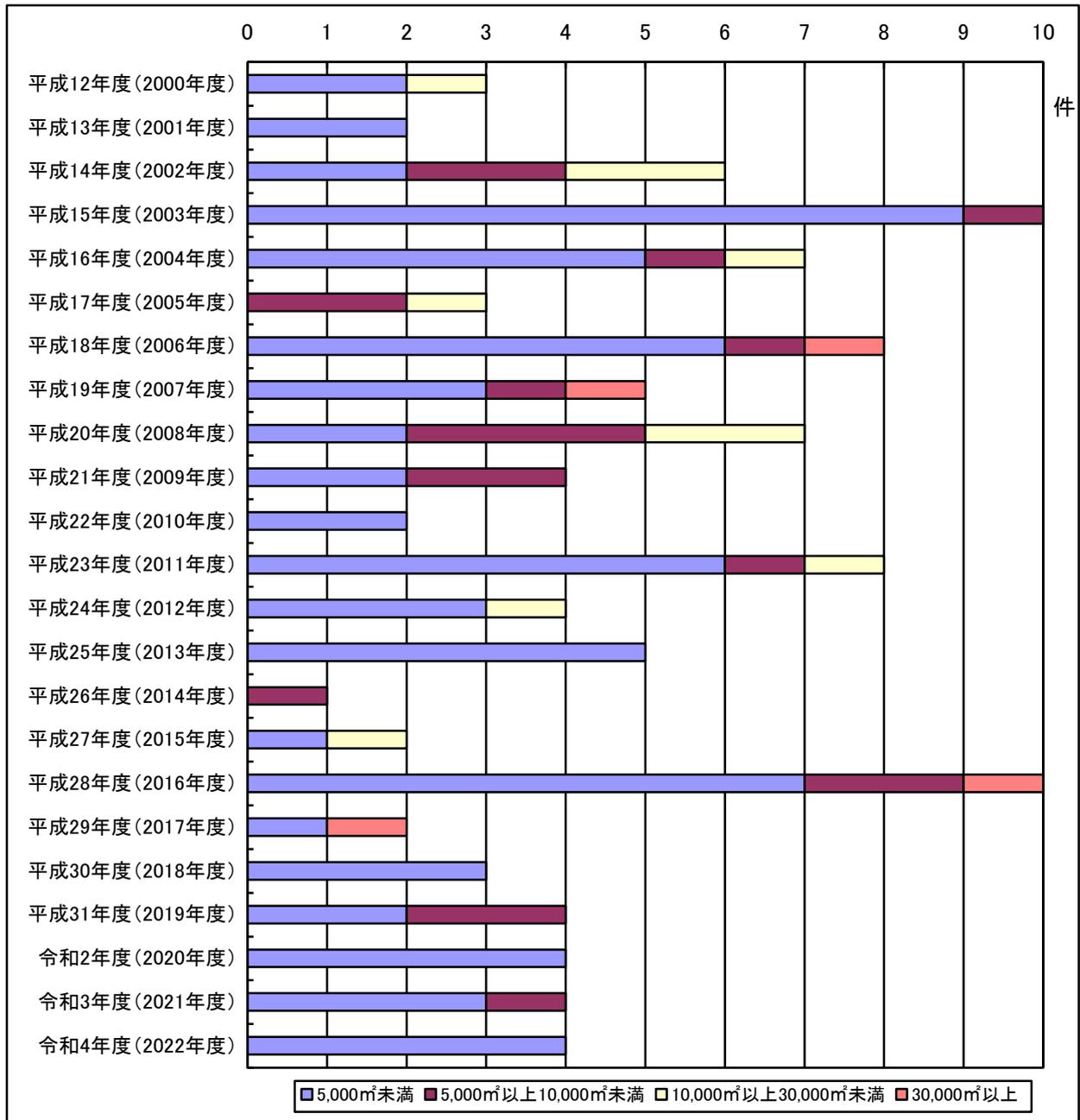
※ 地域貢献計画書の提出の対象となる店舗の②のうち「出店計画書」の提出の対象とならない店舗の設置者は、地域貢献計画説明会の開催に代えて、計画の内容を店内に掲示するとともに、自治会、商工団体等の地域団体に配布するなど計画の周知に努めてください。

地域貢献活動事例

項目	細目
1 地域づくりへの参画・協力	(1) 交通安全市民運動への協力 (2) 地域の祭り、行事等への協力 (3) 地域づくりに取り組む団体への協力 (4) コミュニティスペースの提供 (5) 地域住民等との協議等
2 地域産業活性化の推進	(1) 商店街振興組合、商工会等への加入 (2) 商店街、商工会等が実施する各種行事等への協力 (3) 地元製品の積極的なPRと販売促進 (4) 地域又は市内事業者のテナント入居等
3 地域雇用の確保	(1) 地域からの雇用の促進 (2) 安定的雇用の確保 (3) 障害者、高齢者、母子家庭の母等の雇用の促進及び労働環境の整備 (4) 仕事と家庭を両立できる環境づくりの推進 (5) インターンシップの受入れ
4 防犯・青少年非行防止対策の推進	(1) 安全なまちづくり運動への協力 (2) 青少年非行防止への協力 (3) 店舗及びその敷地内での防犯対策の実施 (4) 深夜営業時及び営業時間外における防犯対策・青少年非行防止対策の実施 (5) 緊急通報体制の確保
5 地域防災対策の推進	(1) 災害等発生時における避難場所等の提供 (2) 災害時における避難情報の発信 (3) 災害時における物資の提供 (4) 災害時における地域住民との連携 (5) 災害時におけるボランティア活動への支援 (6) 災害時における業務の継続 (7) 防災訓練等への参加・協力 (8) 救急救命の取組
6 環境対策の推進	(1) 地球温暖化対策・省エネルギー対策の実施 (2) 環境美化対策の実施 (3) 水循環確保対策の実施 (4) リサイクル対策の実施 (5) 廃棄物減量化 (6) 生活環境への配慮 (7) 環境全般への配慮
7 子ども、高齢者、障害者等への配慮	(1) ユニバーサルデザインに配慮した店舗づくり (2) 子育て支援 (3) 子どもたちの健全育成への支援 (4) 地域の障害者支援施設等の活動への協力 (5) 高齢者、障害者等に配慮した取組
8 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対応	(1) 早期の情報提供 (2) 後継店の確保 (3) 従業員の雇用の確保 (4) 取引先企業に対する対応 (5) 店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止 (6) 再利用可能な建物の建築
9 その他	(1) 健康づくりの推進 (2) 景観形成、街並みづくりへの協力 (3) 平和への取組の推進 (4) 地方創生の推進 (5) 地域貢献活動の実施体制の整備

[参考]

1 大規模小売店舗の新設届の件数 (令和5年(2023年)3月31日現在)



※ 大店立地法第6条第5項の規定による大規模小売店舗廃止届出書が提出された店舗については、件数から除く。

2 店舗面積の規模別の住民等意見提出件数及びその割合 (令和5年(2023年)3月31日現在)

店舗面積	新設届出 件数 (A)	(A)のうち、住民 等意見が提出された 新設届出件数 (B)	住民等意見が提出 された割合 (B/A×100)
1,000㎡超2,000㎡未満	50	17	34.0%
2,000㎡以上5,000㎡未満	23	7	30.4%
5,000㎡以上10,000㎡未満	21	8	38.1%
10,000㎡以上	14	9	64.3%
合計	108	41	38.0%

※ 大店立地法第6条第5項の規定による大規模小売店舗廃止届出書が提出された店舗については、件数から除く。